

平成25年7月教育委員会議（第3回）

議案第1号 「和木町文化会館条例施行規則の一部改正について」

概 要

- ・文化会館の使用について、館長が必要と認めた場合は6箇月前より早く施設予約を可能とするもの。

結 果

- ・和木町文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を原案どおり承認する。

議案第2号 「和木町美術館条例施行規則の一部改正について」

概 要

- ・町の文化、福祉の向上に寄与する団体については、一般の団体よりも3箇月早く美術館の使用申請書を提出できるようにするもの。

結 果

- ・和木町美術館条例施行規則の一部を改正する規則を原案どおり承認する。